

あわつと感染症情報 (2024-3)

～医療機関・教育機関・市町・施設～

千葉県安房保健所発

2024年1月26日配信

今週のトピクス

【A群溶血性レンサ球菌】

★A群溶血性レンサ球菌は、上気道炎や化膿性皮膚感染症などの原因菌であり、菌の侵入部位や組織によって多彩な症状を引き起こします。

よくみられる疾患としては急性咽頭炎の他、膿痂疹、蜂窩織炎、特殊な病型として猩紅熱等があります。さらに、発生機序、病態生理は不明ですが、軟部組織壊死を伴い、敗血症性ショックをきたす劇症型溶血性レンサ球菌感染症もあります。

★強いのどの痛みや気になる症状があるときは、早めに受診してください。

＜A群溶血性レンサ球菌咽頭炎＞

★本県における第3週(令和6年1月15日～1月21日)の定点あたりの報告数は5.17となり、前週3.74と比べ増加しています。

★安房管内における第3週(令和6年1月15日～1月21日)の定点あたりの報告数は0.25となり、前週と同様です。

＜劇症型溶血性レンサ球菌感染症＞

★管内の医療機関から、劇症型溶血性レンサ球菌感染症の届出が1件ありました。

県では、2024年の累計届出数が9例となり、2014年以降の同時期(第3週時点)と比べて、最も多くなっています。

(詳細は下記を御確認ください。)

＜参考＞

・A群溶血性レンサ球菌咽頭炎の流行について(令和5年12月20日)(千葉県)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/press/2023/agunyourenkin.html>

・A群溶血性レンサ球菌咽頭炎とは(国立感染症研究所)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/diseases/ta/exanthem-subitum/392-encyclopedia/340-group-a-streptococcus-intro.html>

・A群溶血性レンサ球菌による劇症型溶血性レンサ球菌感染症の50歳未満を中心とした報告数の増加について(2023年12月17日現在)(国立感染症研究所)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/group-a-streptococcus-m/group-a-streptococcus-iasrs/12461-528p01.html>

【感染性胃腸炎】

★感染性胃腸炎の安房管内における第3週(令和6年1月15日～1月21日)の定点あたりの報告数は0.00となり、前週1.25と比べて減少しています。

★感染性胃腸炎は細菌、ウイルス、自然毒、化学物質、寄生虫などの感染が原因となり発症し、発熱、下痢、悪心・嘔吐、腹痛の症状をきたします。

★それぞれの病原体に対する特異的な予防方法はないため、食中毒予防のために「細菌を付けない・増やさない・やっつける」といった予防の3原則を徹底することや、手指消毒の徹底、感

染者との接触をさけるといった感染対策が大切です。また、施設等においては、集団発生を防ぐために環境等の消毒や吐物等の処理を適切に行うことも重要です。

(詳細は下記を御確認ください。)

<参考>

・食中毒 (厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/index.html

・感染性胃腸炎(特にノロウイルスについて) (厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou19/norovirus/>

・感染性胃腸炎とは (国立感染症研究所)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/kansennohanashi/383-intestinal-intro.html>

【インフルエンザ】

★本県における、第3週(令和6年1月15日～1月21日)の定点あたりの報告数は24.54となり、前週17.85と比べ増加しています。警報(30.00)発令中の終息基準値は10.00であるため、引き続き感染拡大防止に向けた対策が必要です。

★安房管内における第3週(令和6年1月15日～1月21日)の定点あたりの報告数は10.00となり、前週9.43に比べて増加しています。

個人・集団感染の予防として、石鹸による手洗いや咳エチケットの励行の他、重症化予防のために予防接種を受けることも検討しましょう。

(詳細は下記を御確認ください。)

<参考>

・インフルエンザ警報の発令について(令和5年12月13日)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/press/2023/infulu-keihou2023-3.html>

・インフルエンザ総合ページ(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/infulenza/index.html

・インフルエンザ流行レベルマップ> (国立感染症研究所)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/flu-map.html>

【新型コロナウイルス感染症】

★安房管内における第3週(令和6年1月15日～1月21日)の定点あたりの報告数は9.86となり、前週7.57と比べ増加しています。(県全体は16.03)

(詳細は下記を御確認ください。)

<参考>

・新型コロナウイルス感染症の5類感染症移行後の対応について(厚生労働省)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/corona5rui.html>

・新型コロナウイルス感染症への対応(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/ncov/covid19-category5.html>

【ダニ媒介/蚊媒介感染症】

★管内の医療機関から、つつが虫病の届出が3件ありました。(前週の届出は6件)

★安房地域は地域柄、春から夏にかけて日本紅斑熱が、秋から冬にかけてつつが虫病の報告

が多くみられており、1年を通して感染対策が重要です。

★ダニ媒介/蚊媒介感染症は病原体を持つマダニや蚊に刺咬されることによって感染します。
予防として、農作業や山野に入るときには、長袖・長ズボン着用など肌の露出を避け、マダニ忌避剤や虫よけ剤を適切に使用し、帰宅後すぐに入浴し新しい着衣に着替える等の感染対策が重要です。

また、マダニに刺咬された場合は、無理に引き抜こうとせず医療機関で処置を受けることを推奨しています。重症化する恐れもあるため、体調の変化に注意し、発熱等の症状が出現した際には速やかに医療機関を受診してください。

(詳細は下記を御確認ください。)

<参考>

・ダニ媒介感染症(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164495.html>

・蚊媒介感染症(厚生労働省ホームページ)

<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164483.html>

・マダニ対策、今できること(国立感染症研究所)

<https://www.niid.go.jp/niid/ja/sfts/2287-ent/3964-madanitaisaku.html>

・身近な衛生動物:マダニについて(千葉県衛生研究所ウイルス・昆虫医科学研究室)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/eiken/eiseikenkyuu/virus/madani.html>

第3週全数届出疾患集

<2類感染症> 結核 1件

<4類感染症> つつが虫病 3件

<5類感染症> 劇症型溶血性レンサ球菌感染症 1件

<参考> ※グラフについては別添資料を御参照ください。

・県内・管内の感染症発生状況について(疾患別・保健所別5週グラフ)(千葉県感染症情報センター)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/eiken/c-idsc/documents/5wg-2402.pdf>

災害時における感染症対策について

★災害時は断水により手指の流水洗浄ができず、また避難所など密集した環境下での集団生活等により、ノロウイルス等による感染性胃腸炎やインフルエンザなどの感染が拡大するリスクが高まります。

自身が感染症に罹らないよう、また、人に感染症をうつさないよう、感染症対策に努めることが必要です。

・被災した家屋での感染症対策(厚生労働省)

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_00341.html

・災害時における避難所等での感染症対策について(千葉県ホームページ)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/shippei/kansenshou/saigajitaisaku.html>

社会福祉施設等における感染症等対策研修会について

★千葉県では、社会福祉施設、保育施設等における感染症等の集団発生といった健康危機事案の発生を踏まえ、感染症等の未然防止及び発生時の拡大防止を図ることを目的に研修を行っています。

千葉県ホームページにて、研修動画が公開されていますので、ご確認ください。(令和6年1月31日まで配信)

<https://www.pref.chiba.lg.jp/kenfuku/kansenshou/syakaifukushishisetsukenssyuu.html>

施設等における感染対策マニュアル

厚生労働省及び子ども家庭庁では感染症対策マニュアルを作成しています。日頃の感染対策に御活用ください。

・高齢者介護施設における感染対策マニュアル(改訂版)

<https://www.mhlw.go.jp/content/000500646.pdf>

・介護現場における(施設系 通所系 訪問系サービスなど)感染対策の手引き(第3版)

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001149870.pdf>

・保育所における感染症対策ガイドライン(2018年改訂版)

https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-

[ce15d7b5018c/cd6e454e/20231010_policies_hoiku_25.pdf](https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/e4b817c9-5282-4ccc-b0d5-ce15d7b5018c/cd6e454e/20231010_policies_hoiku_25.pdf)

海外渡航先での感染症予防

★海外では日本で発生していない感染症が流行していることがあり、感染や国内への持ち込みに注意が必要です。

感染対策として、渡航前の予防接種の確認や、滞在中の感染予防行動、帰国後の体調確認が重要です。

海外渡航に関しての感染症予防のポイントについては、下記を御確認ください。

・海外へ渡航される皆様へ(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou18/index_00003.html

・海外へ渡航される皆さまへ！(厚生労働省 検疫所ホームページ)

https://www.forth.go.jp/news/20220722_00001.html

□ 連絡 登録アドレスの廃止、変更等は連絡願います。

□ 利用にあたっての注意 あわつと感染症情報の感染症の説明等は主に公的機関の情報を基に作られ、できるだけ最新で正確なものを発信するよう努めておりますが、ご利用に際しては、利用機関の責任においてご使用ください。また、メールの安全性についても県庁のネットワークシステムの一環として安全性の確保を図っておりますが、受信先におきましてもセキュリティ等の注意をお願い致します。

【配信元】

千葉県安房保健所(安房健康福祉センター)

あわつと感染症情報

awat-news@mz.pref.chiba.lg.jp
